

宮崎県建築住宅センター 木造住宅耐震診断費用助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般財団法人宮崎県建築住宅センター（以下「センター」という。）の公益目的事業としての耐震化リフォーム推進事業の一環として実施する木造住宅耐震診断費用の助成の交付に関して、必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象者)

第2条 助成の交付を受けることができる者は、宮崎県木造住宅耐震化促進事業に基づき市町村が実施する木造住宅耐震診断事業の対象となる住宅について、平成25年4月1日以降に耐震診断を行った住宅の所有者とする。

(助成の額)

第3条 助成する額は、一律6千円とする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成金交付申請書（別記様式）に、第2条に規定する住宅であることを証する書類を添付して、センター理事長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第4条 センター理事長は前条の規定による申請があったときは、その内容を確認の上、すみやかに助成金を申請者に交付するものとする。

(助成金の返還)

第5条 センター理事長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の返還を命ずることができる。

- (1) 第4条に規定する書類に、偽りの記載があったとき。
- (2) その他関連する事業の施行について、不正の行為があったとき。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、センター理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。